

厚生労働省発保 0401 第 10 号
令和 3 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

国民健康保険団体連合会等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和 52 年 5 月 16 日厚生省発保第 36 号厚生事務次官通知の別添「国民健康保険団体連合会等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙の新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 3 月 26 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管下国民健康保険団体連合会に対しては、貴職からこの旨通知するとともに、申請手続等に遺漏のないよう配慮願いたい。

おって、令和 2 年度以前に交付された国庫補助の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

厚生省発保第36号

昭和52年5月16日

都道府県知事 殿

一部改正 厚生労働省発保0401第10号

令和3年4月1日

厚生事務次官

(公印省略)

国民健康保険団体連合会等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別添「国民健康保険団体連合会等補助金交付要綱」により行うこととされ、昭和52年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管下国民健康保険団体連合会に対しては、貴職からこの旨通知するとともに、申請手続等に遺漏のないよう配慮願いたい。

[別添]

国民健康保険団体連合会等補助金交付要綱

(通則)

- 1 国民健康保険団体連合会等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、診療報酬の適正な審査と迅速な支払を行うとともに、保険者の共同の目的を達成するための事業を効率的に行い、また、保険者の事業の運営の安定化を推進することにより、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第45条第5項の規定に基づいて行う診療報酬の審査及び支払に関する事業(以下「審査支払事業」という。)
 - (2) 連合会が法第3条に規定する保険者(以下「保険者」という。)が行う事務について、保険者の共同事業として行う電子計算機による処理に関する事業(以下「保険者事務共同電算処理事業」という。)
 - (3) 公益社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)及び連合会が被保険者の健康の保持増進を図るために行う保健事業(施設整備事業を除く。)に関する事業(以下「保健事業」という。)であって厚生労働大臣が認める事業
 - (4) 中央会が、連合会から委託を受けて行う県外分診療報酬の支払に要する費用の相互決済に関する事業(以下「全国決済事業」という。)
 - (5) 中央会が、連合会及び保険者の事業の健全な運営及び発展を図るために行う事業(以下「中央会共同事業」という。)であって厚生労働大臣が認める事業
 - (6) 連合会が、都道府県に対して行う国民健康保険の都道府県化に伴う国保事業費納付金の算定等に必要データの提供に関する事業(以下「国保運営安定化支援事業」という。)
 - (7) 連合会が、保険者の事業の健全な運営及び発展を図るために行う事業(以下「保険者共同事業」という。)であって厚生労働大臣が認める事業
 - (8) 中央会及び連合会が、保険医療機関等に対し磁気テープ等を用いた費用の請求

等を推進するために行う事業であって厚生労働大臣が認める事業（以下「レセプト電算処理システム推進等事業」という。）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目ごとに総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2)により算出された各事業の合算額が連合会においては3,036千円に、中央会の場合においては276千円にそれぞれ満たない場合は交付の決定を行わないものとする。

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、別紙様式1により厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 事業において、厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式10により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控

除税額を国庫に返還しなければならない。

- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2又は3による交付申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出（連合会にあっては都道府県知事を経由）して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別紙様式4又は5により別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 都道府県知事は、6及び7による交付申請書が到達した日から起算して原則として14日以内に厚生労働大臣へ提出を行うものとし、厚生労働大臣は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 9 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定通知依頼（決定の変更を含む。）があったときは、別紙様式6（決定の変更の場合は別紙様式6-1）により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、別紙様式7又は8による報告書を作成し、事業が完了した日から1か月を経過した日（5の(2)により中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日の

いずれか早い日までに厚生労働大臣に提出（連合会にあつては都道府県知事を経由）して行うものとする。

（補助金の額の確定の通知）

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定通知依頼があつたときは、別紙様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

14 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

区分	1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
国民健康保険団体連合会	審査支払事業	次の(1)及び(2)により算定された額の合算額に交付率を乗じた額 (1) 相互決済事務費 ア 均 等 割 額 460,000円 イ 県外分審査件数割額 7円10銭×(4月から12月までの審査決定件数の合計数(県外保険者分))×12/9 (2) 審査の充実改善費 厚生労働大臣の認めた額	国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計の業務勘定(保険者事務共同電算処理事業に要する費用を除く。)に要する費用
	保険者事務共同電算処理事業	厚生労働大臣の認めた額	保険者事務共同電算処理事業(運営費に必要な経費は除く。)を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	保健事業	厚生労働大臣の認めた額	保健事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
	国保運営安定化支援事業	厚生労働大臣の認めた額	国保運営安定化支援事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償金
	保険者共同事業	厚生労働大臣の認めた額	保険者共同事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	レセプト電算処理システム推進等事業	厚生労働大臣の認めた額	レセプト電算処理システム推進等事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

国民 健康 保険 中央 会	全国決済事業	次の(1)及び(2)により算定された額の合算額 (1) 相互決済事務費 次のア及びイの合計額 ア 均等割額 460,000円 イ 件数割額 厚生労働大臣の認めた額×(4月から12月までの相互決済異動件数の合計数)×12/9 (2) 事業の充実改善費 厚生労働大臣の認めた額	全国決済事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	中央会共同事業	厚生労働大臣の認めた額	中央会共同事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
	レセプト電算処理システム推進等事業	厚生労働大臣の認めた額	レセプト電算処理システム推進等事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	保健事業	厚生労働大臣の認めた額	保健事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

国民健康保険中央会会長
都道府県国民健康保険団体連合会理事長

(元号)〇〇年度国民健康保険団体連合会等補助金
(事業)に係る事業内容の変更
承認申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業内容の変更理由
- 2 経費所要額調

記載上の注意

別紙様式2、3の別紙の要領に準じて、上記該当項目について作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

3 添付書類

- (1) 国民健康保険団体連合会(国民健康保険中央会)の歳入歳出
予算書抄本
- (2) その他参考となる書類

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 〇 都道府県
国民健康保険団体連合会理事長

(元号) 〇〇年度国民健康保険団体連合会
等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 補助金申請額 金 円也
- 2 経費所要額調 (別紙1)
- 3 事業計画書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入・歳出予算書(見込書)抄本
 - (2) その他参考となる書類

別記 1

審査支払事業基準額内訳

1 事業実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	補正
全国決済分 審査決定件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	(㊸×12÷9) 件
										㊷	㊹

2 基準額算定

		数 値 ①	基準単価 ②	算定金額 (① × ②)	備 考
相互決済 事務費	均等割額	/	円	円	
	県外分審査件数割額	㊸ 件	円	円	
小計		/	/	円	
審査の充実改善費		/	/	円	
合 計				㊷ 円	
				交付率	
				(㊷×交付率)	円

記入上の注意

- (1) 全国決済分審査決定件数とは、国民健康保険診療報酬のうち県外分診療報酬全国決済制度の対象となった審査支払受託件数とし、「国民健康保険団体連合会事業状況報告書（事業月報）」に基づいて記入すること。
- (2) 各欄に記入する端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

別記2

保険者事務共同電算処理事業費内訳

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
人 件 費 報 酬 給 料 職 員 手 当 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備品購入費				
合 計				
				厚生労働大臣の認めた額

保健事業（保険運営安定化対策事業）

事業費内訳

		積 算 内 訳	金 額 (千 円)
保健事業活動の 共同支援事業			
医療費適正化等 に関する事業	保険者に対する事業関係		
	被保険者に対する事業関係		
研修会等の事業			
そ の 他			
合 計			
			厚生労働大臣が認めた額

別記4

国保運営安定化支援事業内訳

(1) 事業内容

氏名	雇用形態		業務内容	備考
	常勤	非常勤		
①				
②				

記入上の注意

雇用形態欄については、「常勤」及び「非常勤」のいずれかに○を付けること。

(2) 費用額算定

①	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
報酬(円)													
交通費(円)													
共済費(円)													
計													ア

②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
報酬(円)													
交通費(円)													
共済費(円)													
計													イ

(3) 所要額算定

	費用額	厚生労働大臣の認めた額
国保運営安定化支援事業	円	円

記入上の注意

費用額が(2)費用額算定の表中、アとイの合計額と一致すること。

保 険 者 共 同 事 業

事業実施状況

事業区分	実施(予定) 年 月 日	事業の具体的内容	経 費 (千円)
合 計			

【記入上の注意】

(1) 「事業の具体的内容」欄は、事業内容を簡潔に記載すること。

厚生労働大臣が認めた額

--

レセプト電算処理システム推進等事業

事業実施状況

事業区分	事業の具体的内容	実施(予定) 年 月 日	事業の実施状況 (経費の積算基礎も記入すること)	経費 (千円)
合 計				

厚生労働大臣が認めた額

【記入上の注意】

- (1) 当該年度において連合会が実施したレセプト電算処理システムの推進等に関する事業（予定も含む）を記入すること。
- (2) 「事業の実施状況」欄は、当該事業の実施回数及び経費等の積算基礎を記入すること。
- (3) 当該事業については、保健事業（保険運営安定化対策事業）の国庫補助の対象として認められた事業を除くこと。

事業計画書

保険者事務共同電算処理事業

(1) 新たに実施の場合

実施（予定） 年 月 〇〇年〇〇月	保険者加入状況		事業内容	支払年月 〇〇年 〇〇月	開 発 費 支 払 金 額 円	備考
	加入数	県内保 険者数				
			1. 被保険者 資格及び異 動処理事務 2. 診療報酬 明細書の資 格確認事務 3. 給付記録 事務 4. 保健事業 関係事務 5. その他 []			
				計	円	

(注) 契約書の写を添付すること。

(2) システム修正の場合

実施（予定） 年 月 〇〇年〇〇月	システム修正内容・理由	支払年月 〇〇年 〇〇月	開 発 費 支 払 金 額 円	備考
		計	円	

(注) 契約書の写を添付すること。

別紙2

事業計画書

保健事業（保険運営安定化対策事業）

	実施（予定）月日	事業	備考
保健事業活動の共同支援事業			
医療費適正化等に関する事業			
研修会等の事業			
その他			

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

国民健康保険中央会会長

(元号) ○○年度国民健康保険団体連合会
等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 補助金申請額 金 円也
- 2 経費所要額調 (別紙1)
- 3 事業計画書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入・歳出予算書(見込書)抄本
 - (2) その他参考となる書類

全国決済事業基準額内訳

1 事業実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	補正
異動件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 ㉔	(㉔×12÷9)件 ㉕

2 基準額算定

		数 値 ①	基準単価 ②	算定金額 (①×②)	備 考
全国決済 事業	均等割額	/	円	円	
	件数割額	㉕ 件	円	円	
小 計		/	/	㉖ 円	
事業の充実改善費		/	/	㉗ 円	
合 計				㉘ + ㉗ 円	

記入上の注意

- (1) 「4月」～「12月」欄には、毎年度4月請求分から12月請求分までの異動件数を「国民健康保険中央会事業状況報告書」に基づいて記入すること。
- (注) 異動件数とは、国民健康保険診療報酬のうち各国民健康保険団体連合会において全国決済の対象となった審査支払受託件数から審査支払受託件数を控除して得た件数の正数を合計した件数をいう。
- (2) 各欄に記入する端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

全国決済事業費内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

中央会共同事業費内訳書

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
項 目	費 目			
〇 〇 〇 〇	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合	計			円

別記 3

レセプト電算処理システム推進等事業費内訳書

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
項 目	費 目			
〇 〇 〇 〇	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合	計			円

保健事業費内訳書

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
項 目	費 目			
〇 〇 〇 〇	報 償 金 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合	計			円

中央会共同事業実施計画

項 目	開催時期 (予定)	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

レセプト電算処理システム推進等事業実施計画

項 目	開催時期 (予定)	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

保健事業実施計画

項 目	開催時期 (予定)	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 〇 都道府県
国民健康保険団体連合会理事長

(元号) 〇〇年度国民健康保険団体連合会等
補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日 第 号をもって交付を受けた補助金に
ついて、次のとおり交付決定額を変更されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額

変更後の所要額	金	円也
既交付決定額	金	円也
今回所要額	金	円也

2 経費所要額調 (別紙1)

3 事業計画書 (別紙2)

4 添付書類

- (1) 歳入・歳出予算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる書類

別記1

審査支払事業基準額内訳

1 事業実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	補正
全国決済分 審査決定件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	(㊸×12÷9) 件
										㊸	㊹

2 基準額算定

		数 値 ①	基準単価 ②	算定金額 (① × ②)	備 考
相互決済 事務費	均等割額	/	円	円	
	県外分審査件数割額	㊺ 件	円	円	
小計		/	/	円	
審査の充実改善費		/	/	円	
合 計				㊻ 円	
				交付率	
				(㊻×交付率)	円

記入上の注意

- (1) 全国決済分審査決定件数とは、国民健康保険診療報酬のうち県外分診療報酬全国決済制度の対象となった審査支払受託件数とし、「国民健康保険団体連合会事業状況報告書（事業月報）」に基づいて記入すること。
- (2) 各欄に記入する端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

別記2

保険者事務共同電算処理事業費内訳

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
人 件 費 報 酬 給 料 職 員 手 当 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備品購入費				
合 計				
				厚生労働大臣の認めた額

保健事業（保険運営安定化対策事業）

事業費内訳

		積 算 内 訳	金 額 (千 円)
保健事業活動の共同支援事業			
医療費適正化等に 関する事業	保険者に対する 事業関係		
	被保険者に対す る事業関係		
研修会等の事業			
そ の 他			
合 計			
			厚生労働大臣が認めた額

別記4

国保運営安定化支援事業内訳

(1) 事業内容

氏名	雇用形態		業務内容	備考
	常勤	非常勤		
①				
②				

記入上の注意

雇用形態欄については、「常勤」及び「非常勤」のいずれかに○を付けること。

(2) 費用額算定

①	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
報酬(円)													
交通費(円)													
共済費(円)													
計													ア

②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
報酬(円)													
交通費(円)													
共済費(円)													
計													イ

(3) 所要額算定

	費用額	厚生労働大臣の認めた額
国保運営安定化支援事業	円	円

記入上の注意

費用額が(2)費用額算定の表中、アとイの合計額と一致すること。

保 険 者 共 同 事 業

事業実施状況

事業区分	実施(予定) 年 月 日	事業の具体的内容	経 費 (千円)
合 計			

【記入上の注意】

(1) 「事業の具体的内容」欄は、事業内容を簡潔に記載すること。

厚生労働大臣が認めた額

レセプト電算処理システム推進等事業

事業実施状況

事業区分	事業の具体的内容	実施(予定) 年 月 日	事業の実施状況 (経費の積算基礎も記入すること)	経費 (千円)
合 計				

厚生労働大臣が認めた額

【記入上の注意】

- (1) 当該年度において連合会が実施したレセプト電算処理システムの推進等に関する事業（予定も含む）を記入すること。
- (2) 「事業の実施状況」欄は、当該事業の実施回数及び経費等の積算基礎を記入すること。
- (3) 当該事業については、保健事業（保険運営安定化対策事業）の国庫補助の対象として認められた事業を除くこと。

事業計画書

保険者事務共同電算処理事業

(1) 新たに実施の場合

実施（予定） 年 月 〇〇年〇〇月	保険者加入状況		事業内容	支払年月 〇〇年 〇〇月	開 発 費 支 払 金 額 円	備考
	加入数	県内保 険者数				
			1. 被保険者 資格及び異 動処理事務 2. 診療報酬 明細書の資 格確認事務 3. 給付記録 事務 4. 保健事業 関係事務 5. その他 []			
				計	円	

(注) 契約書の写を添付すること。

(2) システム修正の場合

実施（予定） 年 月 〇〇年〇〇月	システム修正内容・理由	支払年月 〇〇年 〇〇月	開 発 費 支 払 金 額 円	備考
		計	円	

(注) 契約書の写を添付すること。

事業計画書

保健事業（保険運営安定化対策事業）

	実施（予定）月日	事業	備考
保健事業活動の共同 支援事業			
医療費適正化等に関 する事業			
研修会等の事業			
その他			

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

国民健康保険中央会会長

(元号) ○○年度国民健康保険団体連合会
等補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日 第 号をもって交付を受けた補助金
について、次のとおり交付決定額を変更されるよう関係書類を添えて申請す
る。

1 申請額

変更後の所要額	金	円也
既交付決定額	金	円也
今回所要額	金	円也

2 経費所要額調 (別紙1)

3 事業計画書 (別紙2)

4 添付書類

- (1) 歳入・歳出予算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる書類

全国決済事業基準額内訳

1 事業実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	補正
異動件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 ㉔	(㉔×12÷9)件 ㉕

2 基準額算定

		数 値 ①	基準単価 ②	算定金額 (①×②)	備 考
全国決済 事業	均等割額	/	円	円	
	件数割額	㉕ 件	円	円	
小 計		/	/	㉖ 円	
事業の充実改善費		/	/	㉗ 円	
合 計				㉘ + ㉗ 円	

記入上の注意

- (1) 「4月」～「12月」欄には、毎年度4月請求分から12月請求分までの異動件数を「国民健康保険中央会事業状況報告書」に基づいて記入すること。
- (注) 異動件数とは、国民健康保険診療報酬のうち各国民健康保険団体連合会において全国決済の対象となった審査支払受託件数から審査支払受託件数を控除して得た件数の正数を合計した件数をいう。
- (2) 各欄に記入する端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

全国決済事業費内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

中央会共同事業費内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

別記 3

レセプト電算処理システム推進等事業費内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

保健事業費内訳書

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
項 目	費 目			
〇 〇 〇 〇	報 償 金 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

中央会共同事業実施計画

項 目	開催時期 (予定)	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

レセプト電算処理システム推進等事業実施計画

項 目	開催時期 (予定)	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

保健事業実施計画

項 目	開催時期 (予定)	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

(元号)〇〇年度国民健康保険団体連合会等補助
金交付決定通知書

〇〇〇〇国民健康保険団体連合会

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第74条に基づく(元号)〇〇年度国民健康保険団体連合会等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

〇 〇 〇 都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、昭和52年5月16日厚生省発保第36号厚生事務次官通知の別添「国民健康保険団体連合会等補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は(元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の種目は、次のとおりである。

種 目	事業に要する経費		補 助 金 の 額	
審 査 支 払 事 業	金	円	金	円
保険者事務共同電算処理事業	金	円	金	円
保 健 事 業	金	円	金	円
国保運営安定化支援事業	金	円	金	円
保 険 者 共 同 事 業	金	円	金	円
レセプト電算処理システム推進等事業	金	円	金	円

- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号)〇〇年度国民健康保険団体連合会等補助
金変更交付決定通知書

〇〇〇〇国民健康保険団体連合会

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定通知を行った(元号)〇〇年度国民健康保険団体連合会等補助金については、(元号) 年 月 日 第 号の申請に基づき、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

〇 〇 〇 都道府県知事

1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、昭和52年5月16日厚生省発保第36号厚生事務次官通知の別添「国民健康保険団体連合会等補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は(元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
補助金の額	金	円
内今回増加(減少)額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の種目は、次のとおりである。

種 目	事業に要する経費		補 助 金 の 額	
審 査 支 払 事 業	金	円	金	円
内今回増加（減少）額	金	円	内今回増加（減少）額	金 円
保 険 者 事 務 共 同 電 算 処 理 事 業	金	円	金	円
内今回増加（減少）額	金	円	内今回増加（減少）額	金 円
保 健 事 業	金	円	金	円
内今回増加（減少）額	金	円	内今回増加（減少）額	金 円
国保運営安定化支援事業	金	円	金	円
内今回増加（減少）額	金	円	内今回増加（減少）額	金 円
保 険 者 共 同 事 業	金	円	金	円
内今回増加（減少）額	金	円	内今回増加（減少）額	金 円
レセプト電算処理システム推進等事業	金	円	金	円
内今回増加（減少）額	金	円	内今回増加（減少）額	金 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号） 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 〇 都道府県
国民健康保険団体連合会理事長

(元号) 〇〇年度国民健康保険団体連合会等
補助金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日 第 号をもって交付を受けた (元号)
年度国民健康保険団体連合会等補助金に係る事業実績について、次の関係
書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円也
- 2 経費所要額精算書 (別紙1のとおり)
- 3 事業実績報告 (別紙2のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入・歳出決算書(見込書)抄本
 - (2) その他参考となる書類

別記1

審査支払事業基準額内訳

1 事業実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	補正
全国決済分 審査決定件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	(㉞×12÷9)件
										㉞	㉟

2 基準額算定

		数 値 ①	基準単価 ②	算定金額 (①×②)	備 考
相互決済 事務費	均等割額	/	円	円	
	県外分審査件数割額	㉟ 件	円	円	
小計		/	/	円	
審査の充実改善費		/	/	円	
合 計				㉞ 円	
				交付率	
				(㉞×交付率)	円

記入上の注意

- (1) 全国決済分審査決定件数とは、国民健康保険診療報酬のうち県外分診療報酬全国決済制度の対象となった審査支払受託件数とし、「国民健康保険団体連合会事業状況報告書（事業月報）」に基づいて記入すること。
- (2) 各欄に記入する端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

別記2

保険者事務共同電算処理事業支出済事業費内訳

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
人 件 費 報 酬 給 料 職 員 手 当 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備品購入費				
合 計				
				厚生労働大臣の認めた額

保健事業（保険運営安定化対策事業）

事業費内訳

		積 算 内 訳	金 額 (千 円)
保健事業活動の 共同支援事業			
医療費適正化等 に関する事業	保険者に対する 事業関係		
	被保険者に対する 事業関係		
研修会等の事業			
そ の 他			
合 計			厚生労働大臣が認めた額

別記4

国保運営安定化支援事業内訳

(1) 事業内容

氏名	雇用形態		業務内容	備考
	常勤	非常勤		
①				
②				

記入上の注意

雇用形態欄については、「常勤」及び「非常勤」のいずれかに○を付けること。

(2) 費用額算定

①	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
報酬(円)													
交通費(円)													
共済費(円)													
計													ア

②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
報酬(円)													
交通費(円)													
共済費(円)													
計													イ

(3) 所要額算定

	費用額	厚生労働大臣の認めた額
国保運営安定化支援事業	円	円

記入上の注意

費用額が(2)費用額算定の表中、アとイの合計額と一致すること。

保 険 者 共 同 事 業

事業実施状況

事 業 区 分	実 施 年 月 日	事業の具体的内容	経 費 (千円)
合 計			

【記入上の注意】

(1) 「事業の具体的内容」欄は、事業内容を簡潔に記載すること。

厚生労働大臣が認めた額

レセプト電算処理システム推進等事業

事業実施状況

事業区分	事業の具体的内容	実施年月日	事業の実施状況 (経費の積算基礎も記入すること)	経費 (千円)
合計				

厚生労働大臣が認めた額

【記入上の注意】

- (1) 当該年度において連合会が実施したレセプト電算処理システムの推進等に関する事業を記入すること。
- (2) 「事業の実施状況」欄は、当該事業の実施回数及び経費等の積算基礎を記入すること。
- (3) 当該事業については、保健事業（保険運営安定化対策事業）の国庫補助の対象として認められた事業を除くこと。

事業実績報告書

保険者事務共同電算処理事業

(1) 新たに実施の場合

実施年月 〇〇年〇〇月	保険者加入状況		事業内容	支払年月 〇〇年 〇〇月	開発費 支払金額 円	備考
	加入数	県内保 険者数				
			1. 被保険者 資格及び異 動処理事務 2. 診療報酬 明細書の資 格確認事務 3. 給付記録 事務 4. 保健事業 関係事務 5. その他 []			
				計	円	

(注) 契約書の写を添付すること。

(2) システム修正の場合

実施年月 〇〇年〇〇月	システム修正内容・理由	支払年月 〇〇年 〇〇月	開発費 支払金額 円	備考
		計	円	

(注) 契約書の写を添付すること。

別紙2

事業実績報告書

保健事業（保険運営安定化対策事業）

	実施月日	事業	備考
保健事業活動の共同支援事業			
医療費適正化等に関する事業			
研修会等の事業			
その他			

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

国民健康保険中央会会長

(元号) ○○年度国民健康保険団体連合会等
補助金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日 第 号をもって交付を受けた (元号)
○○年度国民健康保険団体連合会等補助金に係る事業実績について、次の関
係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円也
- 2 経費所要額精算書 (別紙1のとおり)
- 3 事業実績報告 (別紙2のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入・歳出決算書(見込書)抄本
 - (2) その他参考となる書類

全国決済事業基準額内訳

1 事業実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	補正
異動件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 ㉔	(㉔×12÷9)件 ㉕

2 基準額算定

		数 値 ①	基準単価 ②	算定金額 (①×②)	備 考
全国決済 事業	均等割額	/	円	円	
	件数割額	㉕ 件	円	円	
小 計		/	/	㉖ 円	
事業の充実改善費		/	/	㉗ 円	
合 計				㉘ + ㉗ 円	

記入上の注意

- (1) 「4月」～「12月」欄には、毎年度4月請求分から12月請求分までの異動件数を「国民健康保険中央会事業状況報告書」に基づいて記入すること。
- (注) 異動件数とは、国民健康保険診療報酬のうち各国民健康保険団体連合会において全国決済の対象となった審査支払受託件数から審査支払受託件数を控除して得た件数の正数を合計した件数をいう。
- (2) 各欄に記入する端数整理については、表示単位未満の数を四捨五入すること。

全国決済事業支出済費用内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計			円	

中央会共同事業支出済費用内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

別記 3

レセプト電算処理システム推進等事業支出済費用内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
事業項目	費 目			
〇〇事業	人 件 費 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

保健事業費支出済費用内訳

区 分		金 額	積 算 内 訳	備 考
項 目	費 目			
〇 〇 〇 〇	報 償 金 需 用 費 〇 〇 費 小 計	円		
合 計				円

中央会共同事業実績報告

項 目	開催時期	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

レセプト電算処理システム推進等事業実績報告

項 目	開催時期	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

保健事業実績報告

項 目	開催時期	参加者人数	講師人数	作成部数 (規格・頁数等)	内 容	備 考

(元号) ○○年度国民健康保険団体連合会等補助金交付額確定通知書

○○○○国民健康保険団体連合会

(元号) 年 月 日 で交付決定の通知をした(元号) ○○年度国民健康保険団体連合会等補助金については、(元号) 年 月 日 事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

(元号) 年 月 日

○ ○ ○ 都道府県知事

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

国民健康保険団体連合会理事長
国民健康保険中央会会長

(元号) ○○年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日 第 号により交付決定を受けた(元号)
年度国民健康保険団体連合会等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕
入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。